

第7

離婚時の年金分割制度

離婚時の年金分割制度（合意分割）

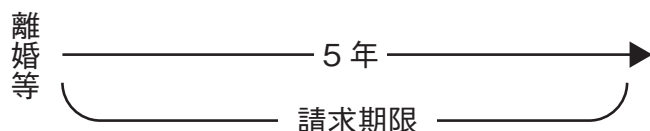
離婚時の年金分割制度とは、平成19年4月以降に離婚等（注1）をした場合において、当事者間の合意または裁判手続きにより、分割請求をすることおよび請求する按分割合（上限50%）を定めたときに、当事者それぞれの婚姻期間中の標準報酬総額（注2）を比べて、多い方から少ない方への標準報酬月額および標準賞与額（以下「標準報酬月額等」といいます。）を分割することができる制度のことをいいます。

（注1） 離婚等とは、離婚、婚姻の取消しおよび省令で定める事由をいいます（以下同じ）。

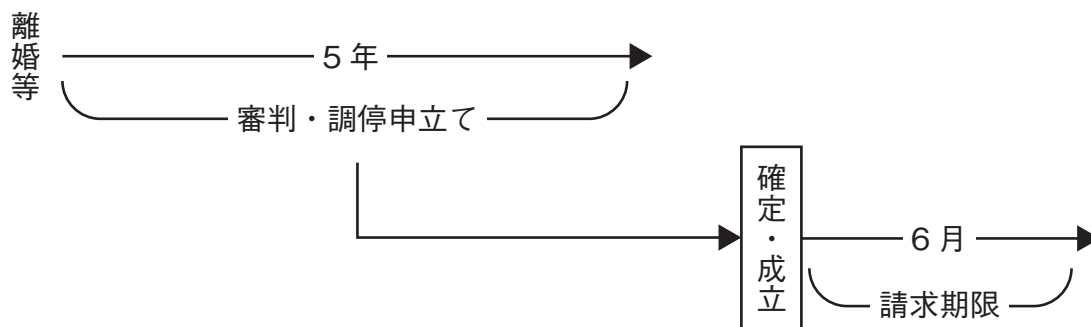
（注2） 当事者が第2号厚生年金被保険者期間以外に他の種別の厚生年金被保険者期間を有しているときは、婚姻期間中のすべての種別の厚生年金被保険者期間にかかる標準報酬総額が対象となります。

なお、分割請求は、原則、次の掲げる日の翌日から起算して5年（令和8年4月1日前に離婚等をした場合は2年）を経過したときには行うことができません。

- ① 離婚が成立した日
- ② 婚姻が取り消された日
- ③ 事実婚が解消したと認められる日



ただし、離婚等から5年を経過するまでの間に、年金分割の按分割合に関する審判または調停の申立てを行っている場合には、請求期限の5年を経過した後であっても、当該審判が確定した日または調停が成立した日の翌日から起算して6月を経過する日までであれば、分割請求を行うことができます。



国民年金の第3号被保険者期間にかかる年金分割制度（3号分割）

国民年金の第3号被保険者期間にかかる年金分割制度は、平成20年5月以降に離婚等をし、国民年金の第3号被保険者であった方からの請求により、平成20年4月以降の国民年金の第3号被保険者期間における相手方の標準報酬月額等（注）の2分の1を分割することができる制度のことをいいます。

なお、原則、離婚等をしたときから5年（令和8年4月1日前に離婚等をした場合は2年）を経過すると、この分割の請求はできなくなります。

（注）第2号厚生年金被保険者期間以外の他の種別の被保険者期間にかかる標準報酬月額等も含まれます。

「合意分割」と「3号分割」との主な相違点

	合意分割	3号分割
制度の開始時期	平成19年4月1日	平成20年4月1日
分割の対象となる離婚等	平成19年4月1日以降の離婚等	平成20年5月1日以降の離婚等
分割の対象	婚姻期間中の当事者の標準報酬月額等	婚姻期間のうち、平成20年4月1日以降の第3号被保険者であった期間中の厚生年金の被保険者の標準報酬月額等
分割の方法	婚姻期間中の標準報酬総額の多い方から、少ない方へ分割	第3号被保険者期間中に厚生年金の被保険者であった方から、第3号被保険者であった方に分割
分割の割合	上限1/2 （当事者間の合意または裁判手続きにより定められた割合）	一律1/2 （当事者間の合意等は不要 ^{（注）} ）
分割の請求ができる方	当事者双方またはいずれか一方	第3号被保険者であった方

（注）3号分割については、当事者の合意は必要ありません。ただし、分割される方が障害厚生年金の受給権者で、この分割請求の対象となる期間を年金額の基礎としている場合、3号分割は認められません。